

# 家畜共済

種 豚 (死亡廃用共済・疾病傷害共済)  
特定肉豚 (死亡廃用共済)



農業共済組合  
茨城県農業共済組合連合会

# 種豚 (死亡廃用共済・疾病傷害共済)

## 特定肉豚 (死亡廃用共済)

死亡廃用共済では飼養家畜が死亡、廃用となった時に補償されます。疾病傷害共済では疾病や傷害により獣医師の診療を受けた時に、その診療費が補償されます。

家畜の区分ごとに対象となる家畜は、すべて加入することとなります。

### 対象となる家畜

種豚	出生後6ヶ月以降の繁殖豚
特定肉豚	出生後20日以降 (出生後20日に離乳していない時は離乳した日から)

### 死亡廃用共済の補償

加入パターン	加入1	加入2	加入3
家畜区分	種豚 + 特定肉豚	種豚	種豚 + 特定肉豚 (事故除外)
種豚	○	○	○ <sup>※1</sup>
特定肉豚	○		○ <sup>※1</sup>
対象外家畜	—	特定肉豚	— <sup>※1</sup>

※1…除外した種類の事故では共済金は支払われません。

### 補償期間 (責任期間)

1年間です。

本県では始期統一を行っており、5月1日から責任開始となります。共済掛金等の払込みは、前日までをお願いします。

## 年間計画頭数による加入と期末調整（種豚の死亡廃用共済）

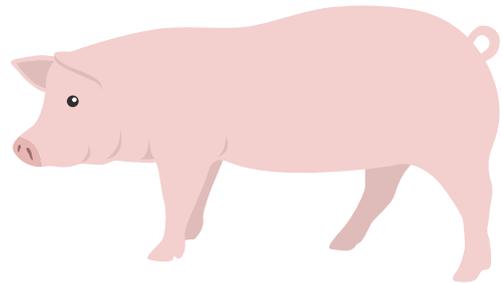
種豚の死亡廃用共済は、期首に飼養している頭数に共済責任期間内の導入や出生後種豚にする予定の頭数を加えた年間の飼養計画により加入することになります。そして、責任期間満了後、実際の頭数を帳簿等で確認し、当初の計画との差により共済掛金等の精算をします。

**したがって、当初の計画よりも導入頭数が多い場合などは共済掛金等の追加支払いが発生し、導入頭数が少ない場合などは共済掛金等が返金されることとなります。**

また、支払共済金の精算も行われます。

### 〈特定肉豚の加入条件について〉

特定肉豚の加入の条件は、過去3年間において自家生産豚が出荷のおおむね全頭を占め、その出荷先が出荷資料の提供を得られる卸売市場等に出荷しており、今後もそれが確実な農家であることです。種豚とセットでの加入となります。



## 補償の選択

死亡廃用共済と疾病傷害共済それぞれに必要な補償額を選択出来ます。

## 死亡廃用事故の補償

項目	種豚	特定肉豚
補償割合（付保割合）	加入時の付保割合で固定	基準日の付保割合によって変動

※種豚は共済価額の20%～80%（特定肉豚は40%～80%）の範囲内で、付保割合を選択できます。

種豚の死亡廃用事故の付保割合は、責任期間中は加入時に選択した割合のまま変動しません。

## 共済価額

	種 豚	特定肉豚
死亡廃用共済	飼養計画頭数(実績頭数)の家畜の評価額の合計額	基準日に飼養している家畜の評価額の合計額
疾病傷害共済	期首時点で飼養している家畜の評価額の合計額	—

## 1 頭ごとの評価額

種豚の評価額は市場の平均取引価格を基に算出します。

特定肉豚の評価額は子豚市場における平均取引価格を基に、国の定めた方法により算出します。

## 共済金額 (補償額)

### 死亡廃用共済

$$\text{共 済 金 額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

### 疾病傷害共済

$$\text{共 済 金 額} = \text{病傷共済金支払限度額を上限に選択した額}$$

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{共済価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}^{\ast 2}$$

※ 2…短期係数：共済掛金期間 / 12 ヶ月

## 共済掛金

$$\text{共 済 掛 金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

$$\text{農家負担掛金} = \text{共済掛金} - \text{国庫負担額 (40\%)}$$

共済掛金率は、共済目的の種類ごと、加入方式ごと及び組合ごとに定められています。事故による共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。

国庫負担額は、共済掛金の 40% です。※国庫負担額には限度があります。

掛金の分納制度があります。また、掛金の納入にあたっては、事務賦課金が加算されます。

## 死傷事故の支払共済金

$$\text{支払共済金} = \left[ \text{事故家畜の価額} - (\text{廃用家畜の価額} \text{ 又は } \text{残存物価額} + \text{補償金}) \right] \times \text{付保割合}$$

※過去の被害率が共済で定めた基準以上を超える加入者に対して、共済金の支払い限度が設けられます。  
※口蹄疫、牛疫、CSF (豚熱)、ASF (アフリカ豚熱) は、国から手当金が支払われるため、共済事故から除かれます。

## 病傷事故の支払共済金

$$\text{支払共済金} = \text{診療費 (初診料を含む)} \times 9 \text{割}$$

初診料を含めた診療費の1割が自己負担額となります。

※病傷事故診断書の内容が病傷給付基準に適合しない場合、支払共済金が減額されます。また加入者が負担した実診療費の9割が支払共済金の限度となります。共済掛金期間中の事故について、共済金額までお支払いします。

### Check!

加入者が負担した実診療費の確認が必要となります。  
診療の事実が確認できる書類 (診療記録等) および領収書等を大切に保管してください。



### ✓ 待期間の取扱い

家畜の導入から2週間は待期間となりますが、共済加入者からの異動により導入された家畜は、待期間中の事故の共済金請求ができます。

※待期間中の事故の共済金の支払いには条件があります。

## 事故除外の選択 (死亡廃用共済)

共済金の支払対象となる事故を選択することで共済掛金の割引を受けることができます。事故除外の選択には条件があります。

### ● 種豚

事故除外の種類		死亡事故	廃用事故	対象となる事故
4号	イ			死亡事故 (特定事故) 廃用事故 (特定事故)
	ロ	火災、伝染病 <sup>※3</sup> 、自然災害	行方不明、奇形	死亡事故 廃用事故 (行方不明、奇形)

■ 対象となる事故    ■ 除外される事故

※3 対象となるのは、法定伝染病及び届出伝染病です。届出伝染病は、真症であり、農業保険法で定められた範囲の事故を対象とします。

### ● 特定肉豚

事故除外の種類	死亡事故	対象となる事故
5号	火災、伝染病 <sup>※4</sup> 、自然災害	死亡事故 (特定事故)

■ 対象となる事故    ■ 除外される事故

※4 対象となるのは、法定伝染病と届出伝染病 (豚テシオウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症のみ) です。

### <事故除外選択の条件>

- 種豚の場合は5年以上継続して飼養していること。
- 特定肉豚の場合は共済掛金期間開始の時、有資格頭数が200頭以上であり、かつ、5年以上継続して飼養していること。

## 加入時のお願い

- 畜舎に立ち入り特定肉豚の頭数、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積等を調査します。
- 過去3年間の母豚の頭数、母豚ごとの分娩頭数、分娩回数、離乳頭数、離乳時までの死亡率及び出荷頭数を聞き取りします。
- 毎月1回、特定肉豚共済管理簿（離乳頭数、出荷頭数及び死亡頭数）を提出してください。
- 飼養規模の変更（畜舎の増改築、畜舎の譲受・譲渡、等）の際は必ずNOSAIに連絡してください。
- 疾病傷害共済において異動に伴い共済金額の変更を希望する場合は、2週間以内にNOSAIへ通知してください。
- 加入者は、「異動記録簿」を作成する義務があります。

## 死亡・廃用事故が発生したときは

- 診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSAIへ通知してください。
- NOSAIの確認が必要です。
- 死亡・廃用事故の確認は、加入者が事故家畜の画像（撮影年月日データ及びGPSデータを付加）をNOSAIに送信する方法もあります。（適切な事故確認を行うために、撮影はNOSAIが定める方法で行っていただきます。）
- 共済事故の確認後、迅速な個体の搬出処理を行ってください。
- 特定肉豚での確認の際、畜舎に立入り、カラスプレーによるマーキングを行います。なお、特定事故については、写真撮影を行うことがあります。同時に死亡豚の体長・体重等により死亡豚が出生後20日（出生後20日に離乳していないときは離乳した日）に達した加入豚か否かを調査し、事故現地確認書に加入者の確認印（サイン可）をいただきます。  
※死亡事故の通知がない場合や死亡豚が確認できない場合、共済金は支払われません。
- 廃用事故の場合は、売上傳票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。

## 病気になったときは

- 速やかに獣医師の診療を受けてください。
- 共済金の支払いには、病傷事故診断書の内容について、以下の項目の確認が必要になります。  
事故発生時の通知／診療内容の記録（3年保存）／診療費の領収書・振込証の写し／共済金代理受領委任状（本人自署）

## 個人情報の取り扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

## 共済関係の成立に関する留意事項

### ① 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実に相違がないこと、既に事故が生じているものでないこと、または、その事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅延なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

### ② 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ア. 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- イ. 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ウ. NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

### ③ 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

### ④ 解除等における共済掛金等の取扱い

- ①、②、③の事故が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生しませんのでご了承願います。

## 金融商品販売法に係る重要事項

### 農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 事故発生時に組合等への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減することがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもってご了承いただくようお願いいたします。

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

### お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合又は各支所等へ

組合名	支所等名	電話番号	組合名	支所等名	電話番号
いばらき広域	本所	029-350-8815	鹿行	代表	0299-90-4000
	水戸支所	029-306-6720	茨城県西	代表	0296-30-2900
	笠間支所	0296-72-7321		家畜課	0296-30-2951
	常陸太田支所	0294-72-6227	茨城県農業共済組合連合会	住所	水戸市小吹町942番地
	つくば支所	029-839-0160		電話番号	029-215-8881
	常陸大宮出張所	0295-53-2088	NOSAI茨城家畜診療センター	住所	水戸市小吹町940番地
	高萩出張所	0293-23-7198		電話番号	029-215-8887
	家畜診療所	0299-48-0042			

NOSAI茨城ホームページ： <http://www.nosai-ibaraki.or.jp/>

(R5年3月作成)